富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第四条允単価低法に塞りく相足障害先人が施設等の方 現行	では、	備考
目次	目次	
「	第1章 総則(第1条一第4条)	
第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準	
第1節 人員に関する基準(第5条)	第1節 人員に関する基準(第5条)	
第2節 設備に関する基準(第6条)	第2節 設備に関する基準(第6条)	
第3節 運営に関する基準(第7条―第52条の2)	第3節 運営に関する基準(第7条―第52条の2)	
第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関す	第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関す	
る基準	る基準	
第1節 人員に関する基準(第53条)	第1節 人員に関する基準(第53条)	
第2節 設備に関する基準 (第54条)	第2節 設備に関する基準(第54条)	
第3節 運営に関する基準(第55条―第58条)	(削る)	
(新設)	第3節 運営に関する基準 (第55条―第58条)	
(新設)	<u>第4章 雑則(第59条)</u>	
附則	附則	
(新設)	<u>第4章</u> <u>維則</u>	
	(電磁的記録等)	
	第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その	
	他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書	
	面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図	
	<u> 形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された</u>	

紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条及び第15条第1項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。